

フードバンク認証制度実施要綱

令和〇年〇月〇日

食品寄附等に関する官民協議会決定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 令和元年に制定された食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)において、未利用食品等の有効活用が重要とされたことなどを踏まえ、令和5年12月に関係省庁において取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」においては、未利用食品等の提供の促進を図るため、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める。」とされたことから、令和6年12月に「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～(第一版)」を官民で策定した。本要綱は、同ガイドラインに示された遵守事項(別紙)の適合性を第三者が評価するフードバンクの認証制度を実施するため、「フードバンクオープンリストへの掲載に関する規程」(令和〇年〇月〇日農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課作成。以下「フードバンクオープンリスト掲載規程」という。)第4条の規定によりフードバンクオープンリストに掲載されたフードバンクの認証に関して必要な事項を定めるものである。本制度を通じ、フードバンク活動の「見える化」を行い、食品寄附への社会的信頼を高め、ひいては食品寄附者からフードバンクへの食品寄附の促進につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フードバンク 食品寄附者(一次生産、食品加工・製造、小売等の流通、ケータリング、ホスピタリティ部門等、食品サプライチェーンの各段階で余剰食品を提供する事業者、災害用備蓄食品等を提供する事業者、余剰農作物等を提供する農林水産業者等を含み、行政機関及び事業者ではない個人は含まない。以下同じ。)から寄附される食品を受け取り、輸送・保管して、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等、提携している団体に提供する場合の者をいう。なお、調理を伴う提供活動の場合については含まない。
- (2) 認証フードバンク 第5条第1項の規定により、FB認証事務局(「FB認証事務局の設置について」(令和●年●月●日消費者庁))によって認証されたフードバンクをいう。

(本制度の適用対象となるフードバンク)

第3条 本制度の適用を受けることができるフードバンクは、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に事業所を有すること。
- (2) 法令等に関し違反がないこと及び社会通念上認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (3) 第11条第1項に定める反社会的勢力又は反社会的勢力と同項各号のいずれかに該当する関係を有する企業等ではないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っていないこと。

第2章 認証

(認証の申請)

第4条 認証の申請時点において、フードバンクオープンリスト掲載規程第4条の規定によりフードバンクオープンリストに掲載されたフードバンクであって、本制度の認証の適用を受けたいものは、あらかじめ定められた期間内に、電子申請により、指定する事項について、次の書類等を添付して、FB認証事務局に申請するものとする。

- (1) 認証申請書（別紙様式第1号）
- (2) 認証申請項目一覧表（別紙様式第2号）
- (3) その他 FB 認証事務局が必要と認める資料

(認証の実施)

第5条 FB認証事務局は、前条の規定による申請があった場合において、書面審査及び必要に応じた現地確認により、第3条各号の全ての要件に適合し、前条に規定する申請内容が適切なものであると認めるときは、「認証フードバンク」として認証し、認証証を交付するものとする。

2 FB認証事務局は、認証フードバンクに対し、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げるアフターサポートを行うことができる。

- (1) 消費者庁のホームページへの団体名、団体ロゴマーク、事業及びフードバンク活動に関する取組の掲載
- (2) 認証フードバンクロゴマークの使用許諾
- (3) FB認証事務局主催のウェビナー等における講演者としての登壇の依頼
- (4) 特に優良な取組を行っている認証フードバンクの表彰
- (5) 前各号に掲げるもののほか、FB認証事務局が必要と認めるアフターサポート

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は、認証の日（認証証の交付の日）から3年間とする。

（認証の更新）

第7条 前条の認証の有効期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする認証フードバンクは、あらかじめ定められた期間内に、次の各号に掲げる書類等を添付して、FB認証事務局に認証の更新の申請を行わなければならない。

- （1）認証更新申請書（別紙様式第3号）
- （2）認証申請項目一覧表（別紙様式第2号）
- （3）その他FB認証事務局が必要と認める資料

2 前項の規定に基づき、更新の申請があった場合の手続等については、第5条及び第6条の規定を準用する。

（公表）

第8条 FB認証事務局は、認証フードバンクについて、団体名、団体概要、団体ロゴマーク、認証取得の事実、取組状況等を公表することができるものとする。

第3章 その他

（変更・辞退）

第9条 認証フードバンクは、申請内容等に変更がある場合には、認証変更届（別紙様式第4号）に、変更の生じた資料を添えて、速やかにその旨をFB認証事務局に届け出なければならない。

- 2 認証フードバンクは、本制度の辞退について、FB認証事務局に申し出ることができる。
- 3 前項の辞退をしようとする場合は、認証辞退届（別紙様式第5号）をFB認証事務局に届け出なければならない。

（取消し）

第10条 FB認証事務局は、認証フードバンク又はその役職員等の関係者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- （1）虚偽又は不正の手段により申請したと認める場合
- （2）第3条各号のいずれかの要件を欠くに至ったと認める場合
- （3）第5条第1項の規定により適切であると認めた申請内容につき異なる事実が判明した場合
- （4）活動実態がない、又は長期にわたり活動を休止していると認める場合
- （5）その他、本要綱若しくは本制度の趣旨に反する行為を行った、又はその疑いがある場合等認証フードバンクとして適当でないと認める場合

- 2 FB 認証事務局は、認証の取消を行う場合には、認証フードバンクに対し、当該認証を取り消す理由、期日及び FB 認証事務局に対し異議申立てができる旨を記載した文書により通知する。
- 3 FB 認証事務局は、当該認証フードバンクから前項の取消について異議申立てを受けたときは、これを考慮して認証の取消しについて決定する。
- 4 FB 認証事務局は、第 1 項の規定による取消しを行った場合は、当該取消しを受けた認証フードバンクに対し、速やかに通知するとともに、同項（4）に該当する場合を除き、取消しを行ったフードバンクの名称、取消の期日及び理由を公表する。

（反社会的勢力の排除）

第 11 条 認証フードバンクは、FB 認証事務局に対し、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に現在及び将来にわたって該当しないことを表明及び保証し、反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約すること。

- （1）反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること。
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること。
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること。
 - （5）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 認証フードバンクは、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはならない。
- （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて消費者庁の信用を棄損し、又は消費者庁の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為

（状況確認）

第 12 条 FB 認証事務局は、認証フードバンクに対し、必要に応じて取組状況等の報告を求め、又は、現地確認を行うことができる。

- 2 前項の規定により報告を求められた認証フードバンクは、求められた事項について、速やかに FB 認証事務局に報告しなければならない。

(免責事項)

- 第 13 条 FB 認証事務局は、フードバンク活動に起因又は関連して、フードバンク又は第三者に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとする。
- 2 FB 認証事務局は、第 10 条の規定によりフードバンクに発生した損害について何ら責任を負わないものとする。
- 3 本制度に係る認証は、FB 認証事務局がフードバンク活動における活動内容を保証するものではない。

(個人情報の取扱)

- 第 14 条 FB 認証事務局が入手した認証フードバンクから取得する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき適切に取り扱う。

(認証フードバンクロゴマーク)

- 第 15 条 認証フードバンクロゴマークは、食品寄附の社会的信頼に資する取組の積極的な推進並びに認証フードバンクの広報及び価値向上、本制度の普及・啓発を目的として使用するものとする。なお、認証フードバンクロゴマーク使用規程及びガイドラインを遵守することとする。

(要綱の改正)

- 第 16 条 本要綱は、必要に応じて改正される場合がある。その場合、改正後に認証フードバンクに通知する。
- 2 前項の改正において認証フードバンクに不利益が生じた場合は、FB 認証事務局はその責任を負わないものとする。

(その他)

- 第 17 条 本要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(担当部署)

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 3-1-1

附 則

本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙

○ フードバンクが食品寄附に当たって行うべき遵守事項

第1 体制・ガバナンス

☐	適切な保管・運搬を行うための施設や輸配送手段を用意する必要がある。
☐	定款、役員名簿、事業計画書・報告書、収支決算書等の写しをホームページ等で公開するものとする。また、食品寄附者及び資源提供者からこれらの資料提供の申出があった場合には、これに応ずるものとする。

第2 合意上の留意点

1. 食品の提供を受ける場合の食品寄附者との合意事項

☐	フードバンクと食品寄附者は、寄附食品の提供に係る食品の取扱いについて、次に掲げる事項を記載した合意書等を作成し、双方で保有するものとする。
☐	ア 食品寄附者における寄附食品の品質確保に関する事項 (加工品については、保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルギー等に関する事項)
☐	イ フードバンクにおける転売等の禁止に関する事項
☐	ウ フードバンクにおける寄附食品の品質管理に関する事項
☐	エ フードバンクにおける寄附食品の取扱いに関する情報の記録及び保存並びに食品寄附者に対する結果の報告に関する事項
☐	オ 寄附食品の品質に関わる責任の所在に関する事項
☐	カ 寄附食品に係る事故発生時における対応に関する事項

☐	キ 提供先の範囲
☐	ク 契約書又は合意書の有効期間

2. 食品を提供する場合の提供先との合意事項

☐	提供先の福祉施設、フードパントリー、こども食堂等の提供先に対して、その要望を踏まえた上で食品の提供を行う。実際に食品を提供するに当たっては、提供先からの要望等も踏まえ、取扱食品の種類や量、配送方法や納期を検討する。また、以下に示す事項について、提供先との間における合意書等を作成し、双方で保有するものとする。
☐	ア 保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルギー等に関する事項
☐	イ 提供先内での消費の原則及び消費の記録に関する事項
☐	ウ フードバンク活動の理解に関する事項
☐	エ 転売の禁止又は制限に関する事項
☐	オ 寄附食品の品質に関わる責任の所在に関する事項
☐	カ 食品に係る事故発生時における対応に関する事項
☐	キ 提供先における寄附食品の情報の取扱いに関する事項

3. 転売等の禁止、記録の作成・開示・報告

☐	フードバンクは、寄附された食品を当初の予定どおりの活動にのみ使用し、転売したり、金銭その他の有価物と交換したりしないことを約する。ただし、その本来の活動に準ずる使用として、
--------------------------	--

	食品寄附者が合意した場合はその限りではない。
☐	フードバンクは、寄附食品の取扱いや、その提供に関する情報を記録し、これを原則１年以上保存するとともに、食品寄附者の求めに応じて、その記録を開示・報告する。

第３ 安全面等の管理

1. 寄附食品の品質・衛生管理

☐	実際に寄附食品を受け取る際には、食品寄附者に対して、寄附する食品の情報（名称、数量、保存の方法や保存上の注意点、消費期限又は賞味期限、アレルギー等）を事前に提供するように求めるものとする。 また、寄附食品を受取後は、以下の点に注意して管理すること。
☐	ア 食品の保管、荷さばきに必要な施設及び機械を設置・保有するとともに、取り扱う食品に応じて、冷蔵庫等の低温管理施設及び保冷車（普通車両での冷蔵品の輸配送時における業務用保冷箱及び保冷剤を使用する場合を含む。）を設置・保有し、輸配送時を含めて適切な温度管理を行うものとする。
☐	イ 食品、食品の入った段ボール等の外箱を床に直置きしないものとし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管するものとする。
☐	ウ 保管中の食品が消費期限を過ぎた場合や、汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、提供をしないこととする。また、これらの食品は明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないようにするとともに、廃棄物として引渡し、処理の委託等を行う場合には、市町村等の定めるルールを遵守するものとする。

2. 食品の受取及び輸配送時における検品

☐	ア 受取時には、食品寄附者からの送り状又は納品書の内容と受け取った食品の名称、数量の照合を行うとともに、保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルゲン、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認する
☐	イ 輸配送時には、提供先からの希望、要請又は事前の輸配送計画の内容と輸配送の準備をした食品との照合を行うとともに、保存の方法、消費期限又は賞味期限、アレルゲン、食品の品質や安全性に悪影響を及ぼす包装の破損等が無いことを確認する。

3. 施設の衛生管理

☐	ア 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないように維持するものとする。
☐	イ 施設内の採光、照明及び換気を十分行うものとする。
☐	ウ 窓及び出入り口は、開放しないものとする。やむを得ず、開放する場合にあっては、じん埃、ねずみ類、害虫等の侵入を防止する措置を講ずるとともに、ねずみ類、害虫等の定期的な駆除作業を実施するものとする。
☐	エ 便所は常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うものとする。
☐	オ 施設内では動物を飼育しないものとする。

第4 提供時の注意

食品表示情報の伝達と管理

☐	フードバンクにおいて食品を福祉施設やフードパントリー、子ども食堂等に対して提供する際には、食品表示基準に従って食品
--------------------------	---

	表示情報を表示する必要がある。そのため、個別に表示が行われていない加工食品については、フードバンクが自らの責任において表示を貼付する等した上で、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等に引き渡す必要がある（食品表示法第5条）。
--	---

第5 トレーサビリティ

1. トレーサビリティの確保

☐	トレーサビリティ確保の観点から、どこから食品を調達したかを記録する必要がある、他の団体に食品を提供する際には、その食品をどの団体に分配したかも記録しなければならない。
--------------------------	---

2. <受取時> 記録の作成・保存

☐	フードバンクは、食品の受取時には、次の事項に関する記録を作成し、これを保存するものとする。（生鮮食品については、工、オ及び力を除く。） なお、アからソまでの事項については、当該寄附食品の画像情報をもって代えることができる。また、保存期間は、原則1年以上とし、消費期限又は賞味期限も踏まえて合理的な期間を設定するものとする。さらに、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認を行うものとする。また、記録表等を作成し、管理するものとする。
☐	ア 名称
☐	イ 数量
☐	ウ 保存の方法
☐	エ 消費期限又は賞味期限
☐	オ アレルゲン

☐	カ 食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別 その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす 事項
☐	キ 入荷年月日
☐	ク 出荷年月日
☐	ケ 食品寄附者の氏名又は名称
☐	コ 提供先の氏名又は名称
☐	サ 受取場所
☐	シ 提供場所
☐	ス 廃棄又は亡失をした場合には、その名称、数量、年月日、廃 棄又は亡失の理由
☐	セ 重量
☐	ソ 受取時の品温（常温品を除く。）

3.<提供時>

（１）転売の禁止・連絡先の記載・最終受益者の連絡先の確認

☐	食品寄附者等の求めに応じて、寄附食品の提供の結果を報告す るものとする。
--------------------------	---

(2) 記録の作成・管理と報告

☐	① 寄附食品の取扱いについて、2. <受取時> 記録の作成・保存と同様の事項に関する記録を作成し、これを保存するものとする。
☐	② 輸配送時には、送り状又は納品書などにより寄附食品の情報を提供先に適切に伝達するとともに、必要に応じて寄附食品の消費上の注意事項を伝達するものとする。 なお、印字のズレ等、通常の販売が困難な食品が提供された場合には、当該提供先が認識できるよう訂正後の情報の添付等を適切に行うものとする。
☐	③ 提供後に食品の安全性に疑義が生じた場合又はその旨の連絡を食品寄附者から受けた場合には、速やかにその内容を提供先に伝達するものとする。

4.食品表示情報の取扱い

☐	食品を引き渡す際には、食品表示基準に従って食品表示情報を表示する必要がある（食品表示法第5条）。
--------------------------	--

5.文書管理

(2) マニュアル及び記録表の作成・保存について

☐	フードバンク活動における食品の品質確保等のため、巻末のチェックリスト [※] を参考に、フードバンク活動の実情（施設規模、食品の種類、活動範囲・頻度等）に応じて、作業に従事する者や管理者向けの手順書及び記録表等を作成し、適正な衛生管理を行うとともに、管理・保存するものとする。また、保存期間は、原則1年以上とし、責任者は当該情報の記録、伝達及び保存の状況について、定期的に確認を行うものとする。
--------------------------	--

※ ここで言う「巻末のチェックリスト」は、「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（第1版）」p111以下の、参考資料のチェックリスト表を指す。

6.事故対応への備え

☐	食品の入庫・出庫ごとに、①いつ、②どこからどこへ、③何を、④どれだけ、入庫・出庫したかについて、記録し、保管する必要がある。
☐	寄附食品が食品衛生法第6条に違反するなどの状況が判明したとき、食品寄附者、中間支援組織、直接支援組織、提供先等の関係者は、互いに連携し、寄附食品の回収・廃棄など被害拡大の防止に向けた速やかな対応を行う。
☐	食品衛生法違反又はそのおそれを理由に自主回収を行った場合であって、その実施者が営業者であるときは、同法第58条第1項に基づき、行政機関（都道府県知事（保健所設置市又は特別区にあっては、市長又は区長）等）へ届け出なければならない。
☐	営業者であるか否かにかかわらず、食品関連事業者等は、基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、一部の場を除き内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない（食品表示法第10条の2第1項）。
☐	提供した食品が原因で事故が発生したこと又は合理的な根拠に基づき事故が発生した可能性があることを認識した場合には、上述した記録に基づき、食品を提供した福祉施設やフードパントリー、こども食堂等に対して連絡を行い、食品が残っている場合にはその回収を依頼し、既に最終受益者が飲食済みである場合は体調不良がないかの確認を行うとともに万が一食中毒等の事故が生じた場合の連絡先を伝達する必要がある。

第6 事故時の対応等

1. 災害時等に備えた対策

保険の加入

☐	食品寄附者から最終受益者に至る流通過程において、それぞれが十分な注意を払ってもなお、事故が発生する可能性があること
--------------------------	---

	から、万が一の重大事故に備えて、保険に加入する必要がある。
--	-------------------------------

2. 事故時の対応

(1) 調査、協議等

☐	フードバンクは、寄附食品について万が一事故が発生したこと又は合理的な根拠に基づき事故が発生する可能性があることを認識した場合、速やかに保健所へ連絡の上調査を行い、その調査結果に基づき、適用される法令等に従い、原因究明や食品回収などの事後対応、再発防止策等について、誠実に食品寄附者、福祉施設やフードパントリー、こども食堂等と協議するものとする。 なお、健康被害が生じている情報を探知した場合は直ちに保健所へ連絡するものとする。
--------------------------	---

(2) 事故が発生したこと等を認識した場合

☐	万が一事故が発生したこと又は合理的な根拠に基づき事故が発生する可能性があることを認識した場合には、食品提供先に対して連絡を行い、それらに食品が残っていればその回収を依頼し、既に最終受益者へ提供後であれば、当該食品を喫食しないことや医療機関の受診を勧めるなど体調への注意喚起を行うことが必要である。
--------------------------	---

認証申請書（別紙様式第 1 号）

年 月 日

FB 認証事務局 御中

申請団体名
主たる事務所の所在地
代表者氏名

認証申請書

フードバンク認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条の規定に基づき、
下記のとおり申請します。

記

- 1. 申請団体名
- 2. 主たる事務所の所在地
(郵便番号 —)
- 3. 代表者の氏名・役職
- 4. 担当者氏名・連絡先
氏名
電話番号
電子メールアドレス
- 5. 申請団体ホームページ

6. 主たる事務所以外の活動場所の所在地
(事業所や倉庫等が複数ある場合はすべて御記入ください。)

(郵便番号 —)

以上

認証申請項目一覧表（別紙様式第 2 号）

年 月 日

※別紙の食品寄附ガイドラインのチェックリストを基に作成する上記一覧表（Excel ファイル）を別紙様式 2 号として添付予定

認証更新申請書（別紙様式第3号）

年 月 日

FB 認証事務局 御中

申請団体名

主たる事務所の所在地

代表者氏名

認証更新申請書

フードバンク認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 実施要綱第5条第1項の規定により交付された認証証に記載の認証番号
2. 認証取得の年月日
3. 申請団体名
4. 主たる事務所の所在地
5. 代表者の氏名・役職

6. 担当者氏名・連絡先

氏名

電話番号

電子メールアドレス

7. 申請団体ホームページ

8. 主たる事務所以外の活動場所の所在地

（事業所や倉庫等が複数ある場合はすべて御記入ください。）

（郵便番号 — ）

以上

認証変更届（別紙様式第 4 号）

年 月 日

FB 認証事務局 御中

認証団体名
主たる事務所の所在地
代表者氏名

認証変更届

フードバンク認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 4 条（1）、（2）又は（3）に規定する書類等の記載事項に変更があったので、実施要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 実施要綱第 5 条第 1 項の規定により交付された認証証に記載の認証番号

2. 変更の内容

● 認証申請書

☐変更有 ☐変更無

No	認証申請書項目	変更前	変更後

● 実施要綱第 4 条（2）又は（3）に規定する資料

☐変更有 ☐変更無

3. 変更した年月日

4. 変更の理由

以上

認証辞退届（別紙様式第 5 号）

年 月 日

FB 認証事務局 御中

認証団体名
主たる事務所の所在地
代表者氏名

認証辞退届

フードバンク認証制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 実施要綱第 5 条第 1 項の規定により交付された認証証に記載の認証番号
- 2. 認証取得の年月日
- 3. 辞退の理由

以上